

良質な公共サービスの確立を求める特別決議

世界的な規模で感染が拡大した新型コロナウイルスは、人類全体へのパンデミックの脅威を現実化し、経済、雇用における影響が、とくに非正規労働者に集中し、社会的弱者の困窮が、社会的、経済的、文化的不平等を著しく拡大している。結果、国民の生命と生活を守るために不可欠な医療、福祉、インフラ、飲食料品、生活必需品、輸送・流通等の事業とともに、公共サービスへの期待とその重要性が強調されることとなった。

一方、毎年多発する大規模災害は、避難所における感染拡大防止や復旧ボランティアの確保など、災害対策における深刻な課題を明確にするとともに、大規模災害に対する防災力の脆弱さが明らかになった。

このことは、新自由主義的政策による行政の業務範囲の縮小と公務員の定員削減がもたらした小さな政府のもとにおける公共サービスの限界を露呈する結果となった。

改めて 国民の生命及び財産を守るとともに日常生活と社会生活を円滑に営むために不可欠な公共サービスの重要性に関する社会的な理解の再構築を進めなければならない。

その解決は、政府及び各地方自治体の重要な課題であり、それにこたえるため、公共サービス基本法が制定された。必要とされる良質な公共サービスを保障することが、「安心・安全な暮らしの実現」と「豊かな地域社会の発展」につながる。

私たちは、「良質な公共サービス」と「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、総力を挙げて闘い抜くことを決意する。

以上、決議する。

2022年 5月 1日

第93回メーデー阿南那賀海部地区集会